

# 技能講習受講資格と受講料

和歌山教習センター

(受講料・テキスト代には消費税が含まれております。2023年4月1日からの価格です。  
下記の受講コースには、テスト時間、休憩時間は含まれておりません。詳細は、お問い合わせ願います。)

## 1. 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 [和歌山労働局 登録番号 第550-6号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
38時間 ㉓	◆建設機械の運転経験のない方	5日	38時間	13H   25H	111,800円	2,200円	114,000円
18時間 ㉒	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許のない方で、特別教育修了後小型車両系建設機械の運転6ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了及び実務経験の証明が必要	3日	18時間	13H   5H	52,800円	2,200円	55,000円
14時間 ㉑	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者で、特別教育修了後小型車両系建設機械の運転3ヶ月以上の経験者 ※特別教育修了及び実務経験の証明が必要 ◆不整地運搬車の運転技能講習修了者	2日	14時間	9H   5H	49,800円	2,200円	52,000円

## 2. 車両系建設機械(解体用)運転 [和歌山労働局 登録番号 第550-7号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
5時間 ㉒	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	1日	5時間	3H   2H	25,700円	2,300円	28,000円

注)職業訓練修了証明書は、受講資格には含まれません。

## 3. 不整地運搬車運転 [和歌山労働局 登録番号 第550-8号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
11時間 ㉑	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)運転又は(解体)の運転技能講習修了者	2日	11時間	7H   4H	46,600円	2,400円	49,000円

注)職業訓練修了証明書は、受講資格には含まれません。

## 4. 玉掛け [和歌山労働局 登録番号 第576-3号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
19時間 ㉒	◆玉掛け業務経験のない方	3日	19時間	12H   7H	24,600円	2,400円	27,000円
15時間 ㉑	◆クレーン運転士免許、移動式クレーンの運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた方 ◆床上操作式クレーンまたは小型移動式クレーンの技能講習修了者	2.5日	15時間	9H   6H	22,600円	2,400円	25,000円

## 5. 小型移動式クレーン運転 [和歌山労働局 登録番号 第576-2号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
20時間 ㉒	◆未経験者で、他の資格を持っていない方	3日	20時間	13H   7H	48,600円	2,400円	51,000円
16時間 ㉑	◆クレーン、デリック、揚貨装置のいずれかの運転士免許の保有者 ◆床上操作式クレーン又は玉掛け技能講習修了者	2.5日	16時間	10H   6H	35,600円	2,400円	38,000円

注)職業訓練修了証明書は、受講資格には含まれません。

## 6. 高所作業車運転 [和歌山労働局 登録番号 第09-2号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
14時間 ㉒	◆建設機械施行技術検定に合格した方 ◆大型特殊自動車・普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者 ◆フォークリフト、ショベルローダー等、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)、車両系建設機械(基礎工事用)、車両系建設機械(解体用)又は不整地運搬車のいずれかの運転技能講習修了者	2日	14時間	8H   6H	43,600円	2,400円	46,000円
12時間 ㉑	◆移動式クレーン運転士免許所持者 ◆小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日	12時間	6H   6H	40,600円	2,400円	43,000円

## 7. ガス溶接 [和歌山労働局 登録番号 第09-3号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
13時間 ㉒	◆満18才以上の方	2日	13時間	8H   5H	17,800円	1,200円	19,000円

## 8. フォークリフト運転 [和歌山労働局 登録番号 第245-2号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
35時間 ㉒	◆フォークリフト運転経験のない方	5日	35時間	11H   24H	39,300円	1,700円	41,000円
31時間 ㉑	◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者でフォークリフト運転経験のない方	4日	31時間	7H   24H	35,300円	1,700円	37,000円
11時間 ㉑	◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆普通・中型自動車又は大型自動車運転免許保有者で、特別教育修了後1トン未満のフォークリフト運転3ヶ月以上の経験者	2日	11時間	7H   4H	24,300円	1,700円	26,000円

## 9. 足場の組立て等作業主任者 [和歌山労働局 登録番号 第10-2号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格 ※実務経験証明が必要です。	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
13時間 ㉒	◆満21才以上で、足場の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	13時間	13H   -	22,600円	2,400円	25,000円

※2017年(平成29年)7月1日以降の業務従事経験には足場特別教育の資格が必要

## 10. 木造建築物の組立て等作業主任者 [和歌山労働局 登録番号 第10-3号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格 ※実務経験証明が必要です。	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
13時間 ㉒	◆満21才以上で、木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験のある方	2日	13時間	13H   -	22,600円	2,400円	25,000円

## 11. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 [和歌山労働局 登録番号 第14-1号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格 ※実務経験証明が必要です。	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
17時間 ㉒	◆満21才以上で、地山掘削、土止め支保工の切り取り、又は覆おこしの取付け、取外し作業に3年以上従事した経験のある方	3日	17時間	17H   -	31,400円	3,600円	35,000円
3時間 ㉑	◆建設業法施行令に規定する土木施工管理技術検定(1級もしくは2級)に合格した方で、上記経験3年以上ある方	1日	3時間	3H   -	9,400円	3,600円	13,000円

## 12. はい作業主任者 [和歌山労働局 登録番号 第15-1号 有効期限 2024.3.30]

受講コース	受講資格 ※実務経験証明が必要です。	受講日数	コース	講習時間 学科   実技	受講料	テキスト代	合計
12時間 ㉑	◆満21才以上ではい付け、はい崩し作業に3年以上従事した経験のある方	2日	12時間	12H   -	22,600円	2,400円	25,000円

㉒は人材開発支援助成金適用コースです。「特別教育」「安全衛生教育」については裏面をご参照下さい。

※事業主が受講される場合の実務経験証明は、受講者ご自身以外の証明が必要です。

# 特別教育・安全衛生教育と受講料

★特別教育・安全衛生教育など(労働安全衛生法第59条、60条ほか)

※下記の受講料はテキスト代と消費税を含む合計です。 **2023年4月1日からの価格です。**

講習科目	業務内容	日数	学科	実技	合計	受講料
フルハーネス墜落制止用器具	フルハーネス墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業	1日	4.5H	1.5H	6H	13,500円
小型車両系建設機械(3t未満) (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体質量3t未満の建設機械の運転	2日	7H	6H	13H	21,000円
締固め(ローラー)	機体質量制限なし、ローラーの運転	2日	6H	4H	10H	21,000円
床上操作式クレーン(5t未満)	つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転	2日	9H	4H	13H	20,000円
アーク溶接	アーク溶接機を用いて行う溶接溶断作業	3日	11H	10H	21H	28,000円
低圧電気	直流750V、交流600V以下の電路の敷設・修理・開閉器の操作	2日	7H	7H	14H	20,000円
自由研削といし	自由研削といしの取替え及び試運転業務	1日	4H	2H	6H	13,000円
巻上機(ウィンチ)	動力により駆動され、物の上げ下ろし又は横引き作業	2日	6H	4H	10H	20,000円
足場組立	足場の組立て未経験の方	1日	6H	-	6H	14,000円
ロープ高所作業に係る業務	法面ロープ高所作業	1日	4H	3H	7H	16,000円
酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)	酸素欠乏危険作業の業務(硫化水素含む)	1日	5.5H	-	5.5H	14,000円
伐木等業務(補講2.5H)	伐木(大径木・チェーンソー業務)の資格を取得の方	1日	2.0H	0.5H	2.5H	7,000円
チェーンソー(新課程)	伐木業務・かかり木処理業務	3日	9H	9H	18H	29,000円
職長・安全衛生責任者	職長・安全衛生責任者	2日	14H	-	14H	28,000円
刈払機	刈払い機作業の安全衛生教育	1日	5H	1H	6H	13,000円
振動工具	チェーンソー除く振動工具取扱安全衛生教育	1日	4H	-	4H	11,000円
丸のこ等取扱	丸のこ等の取扱安全衛生教育	1日	3.5H	0.5H	4H	11,000円
熱中症(管理者)	高温多湿場所での作業の指導・管理者	1日	3.5H	-	3.5H	10,000円

## 注意事項

- ・技能講習では学科試験および実技試験で不合格の場合、有料にて補講を受け、1回限り再試験を行うことができます。
- ・事業主が受講される場合の実務経験証明は、受講者ご自身以外の証明が必要です。
- ・運転免許停止期間中は講習の免除を受けることはできません。
- ・職業訓練修了証明書では講習の免除を受けることはできません。
- ・免除要件の資格証について紛失・氏名変更・文字の不鮮明がある場合は、事前に再交付・書替を受けてください。

## 建設事業主等に対する助成金のご案内

### 助成金の申請方法

- ① **受講申込時、助成金コース利用の旨、事前にご連絡ください。**
- ② 講習終了日から、2ヶ月以内に、労働局もしくは所轄のハローワーク助成金係へ申請してください。

注)要件不足で受給できない場合がありますので、あらかじめ受給要件をよくご確認ください。

### 助成金制度とは

人材開発支援助成金のことです。建設業に携わる中小企業の事業主の方が従業員の技能向上のために、技能講習又は特別教育を受講させた場合に、その受講料の一部と賃金の一部が助成される、事業主にとってお得な制度です。

※詳しくは厚生労働省ホームページまたは和歌山労働局職業対策課 (TEL 073-488-1161) にお問い合わせください。

### 助成金を受けられることのできる事業主

- ① 資本金3億円以下または従業員が300人以下の建設業
- ② 雇用保険の保険料率が1000分の16.5であること(年度によって変わることがあります)
- ③ 受講者が雇用保険の被保険者であること

### 建設業とは次の28種類をいいます

- 土木工事業 ●建設工事業 ●大工工事業 ●左官工事業 ●舗装工事業 ●しゅんせつ工事業 ●熱絶縁工事業 ●屋根工事業
- 電気工事業 ●管工事業 ●鉄筋工事業 ●建具工事業 ●内装仕上げ工事業 ●電気通信工事業 ●塗装工事業 ●防水工事業
- 造園工事業 ●さく井工事業 ●蔦・土木工事業 ●消防施設工事業 ●機械器具設置工事業 ●板金工事業 ●ガラス工事業
- 水道施設工事業 ●石工事業 ●鋼構造物工事業 ●清掃施設工事業 ●タイル、れんが、ブロック工事業